平成２１年（フ）第１１８号
鹿児島県曽於市大隅町境木町97番地
債務者　佐々木光弘
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
鹿児島県曽於市大隅町境木町97番地
債務者　佐々木とみ子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目２番36号
債務者　下曽山涼子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５号
青森市浪館前田３丁目20番16号
債務者　相内　秀人
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７号
青森県東津軽郡今別町大字大川平字村元36番地４
債務者　相内　ユキ
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９１号
青森市大字矢田前字本泉２番地７
債務者　鈴木秀一郎
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
北九州市若松区東二島４丁目９番10号201
債務者　馬場　深雪
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８４８号
北九州市八幡東区昭和１丁目９番18号
債務者　衞藤　和明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８１号
北九州市八幡西区丸尾町９番17―203号
債務者　部家　昭弘
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２３号
長崎県対馬市厳原町豆酘1972番地、前住所兵庫県篠山市奥山414番地
債務者　森井　雅子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
長崎県対馬市厳原町豆酘1972番地、前住所兵庫県篠山市奥山414番地
債務者　森井　　勉
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２１年（フ）第８３６号
北九州市八幡東区日の出２丁目14番10―301号
債務者　笠井　俊宏
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５０号
北九州市小倉南区東貫１丁目５番６号
債務者　小泉　哲也
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６４号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番４―208号
債務者　白石　照子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６５号
福岡県中間市土手ノ内１丁目８番16号
債務者　金子　英明
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８２号
北九州市小倉南区沼緑町５丁目２番５号Ｂ室
債務者　橋本　由紀（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９７号
福岡県中間市中央１丁目40番８号
債務者　藤原　拓磨
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部